（歴史資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
〔通信全覧 続通信全覧　三百二十冊 千七百八十四冊	国（外務省外交史料館保管）	
臨時全国宝物調査関係資料 一、簿冊類　三百八十一点 一、写真ガラス原板　千四百八十四点 一、紙焼付写真　三千四百九十四点	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
蒋洲咨文日本国対馬島宛 嘉靖三十五年十一月三日　一幅	国立大学法人東京大学（東京大学史料編纂所保管）	東京都文京区本郷七―三―一
氷川丸昭和五年、横浜船渠株式会社製 附　一、航海日誌・諸記録類　八点 一、図面類　四百五十五点	日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二―三―二
二三三号機関車明治三十六年度、汽車製造合資会社製　一両	西日本旅客鉄道株式会社（京都鉄道博物館保管）	大阪府大阪市北区芝田二―四―二四
間重富関係資料 一、著述稿本類　三十六点 一、測量記録類　四百二十九点 一、文書・記録類　百六十八点 一、典籍類　八十七点 一、地図・絵図類　十四点 一、器物類　七点	大阪市（大阪歴史博物館・大阪市立中央図書館保管）	大阪府大阪市北区中之島一―三―二〇
〔琉球国之図 間切図　一巻 七枚	沖縄県（沖縄県立博物館・美術館保管）	沖縄県那覇市泉崎一―二―二

○文部科学省告示第百十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（彫刻の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造不動明王坐像（護摩堂安置）　一軀	明治四十二年内務省告示第三十九号	木造二童子立像　二軀	木造不動明王及二童子像　三軀	宗教法人東門院	滋賀県守山市守山二―二―四六
木造地蔵菩薩立像　一軀	昭和四十七年文部省告示第十二号	像内納入品 一、舎利容器錦袋・包紙添　一箇 一、紙本墨画地蔵菩薩像　二枚	木造地蔵菩薩立像　一軀 附　像内納入品 一、舎利容器錦袋・包紙添　一箇	公益財団法人秀明文化財団（MIHO MUSEUM保管）	滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三〇〇